

### ■パブリックコメントについて

パブリックコメントは、行政が重要な計画等を策定・変更するときに、事前にその案を公表し、広く住民等の皆さんから意見及び提案を募集するとともに、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う制度です。

当町では、広陵町自治基本条例第31条（広報・広聴、パブリックコメント）において、「町は、重要な条例の制定並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見及び提案を広く求めなければならない。」としていることから、実施するものです。

### ■公表資料及び対象者

#### 公表資料

第5次広陵町総合計画中期基本計画

#### 対象者

広陵町自治基本条例で定義する「町民」が該当し、下記の方を対象とします。

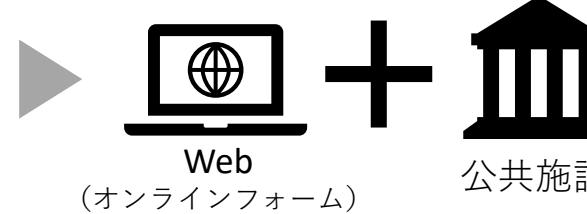
- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①町内在住の個人        | ⑤町内在学の個人            |
| ②町内に事業所等を有する個人  | ⑥町の公益や発展のために活動する個人  |
| ③町内に事業所等を有する法人等 | ⑦町の公益や発展のために活動する法人等 |
| ④町内在勤の個人        |                     |

### ■実施期間及び実施場所

実施期間：約1か月（1/25（日）17:00まで）

実施場所：Web（HP）、公共施設

1  
か月



- ・広陵町役場1階 町民ホール
- ・さわやかホール1階 ロビー
- ・図書館 受付カウンター
- ・広陵中央公民館1階 ロビー

### ■意見の提出方法

Webでの回答をはじめ、回答箱への提出等を基本とします。電話や来庁等による口頭での説明は受け付けません。

5  
パターン

- 1 Web（オンラインフォーム）提出
- 2 実施場所設置の回答箱へ投函
- 3 企画総務部総合政策課へメール
- 4 企画総務部総合政策課へFAX
- 5 企画総務部総合政策課へ郵送

### ■提出された意見について

全ての意見を集約し、それぞれの意見に対する回答案を事務局が作成します。意見内容によっては、対象計画の記載内容の修正等を行い、意見の回答案及び対象計画の修正案を当協議会で審議していただきます。

協議会での審議結果をもとに、意見に対する回答案を氏名等を公表しない形で、町HPで公表します。

### ■今後の大まかな流れ

#### 第2回審議会（本日）

#### 資料調整

#### パブリックコメントの実施(12/26（金）～1/25（日）)

#### パブリックコメントの意見を計画内容に反映

#### 第3回審議会（2月上旬ごろ）

#### 答申（第3回審議会にて）

#### 議会議上程